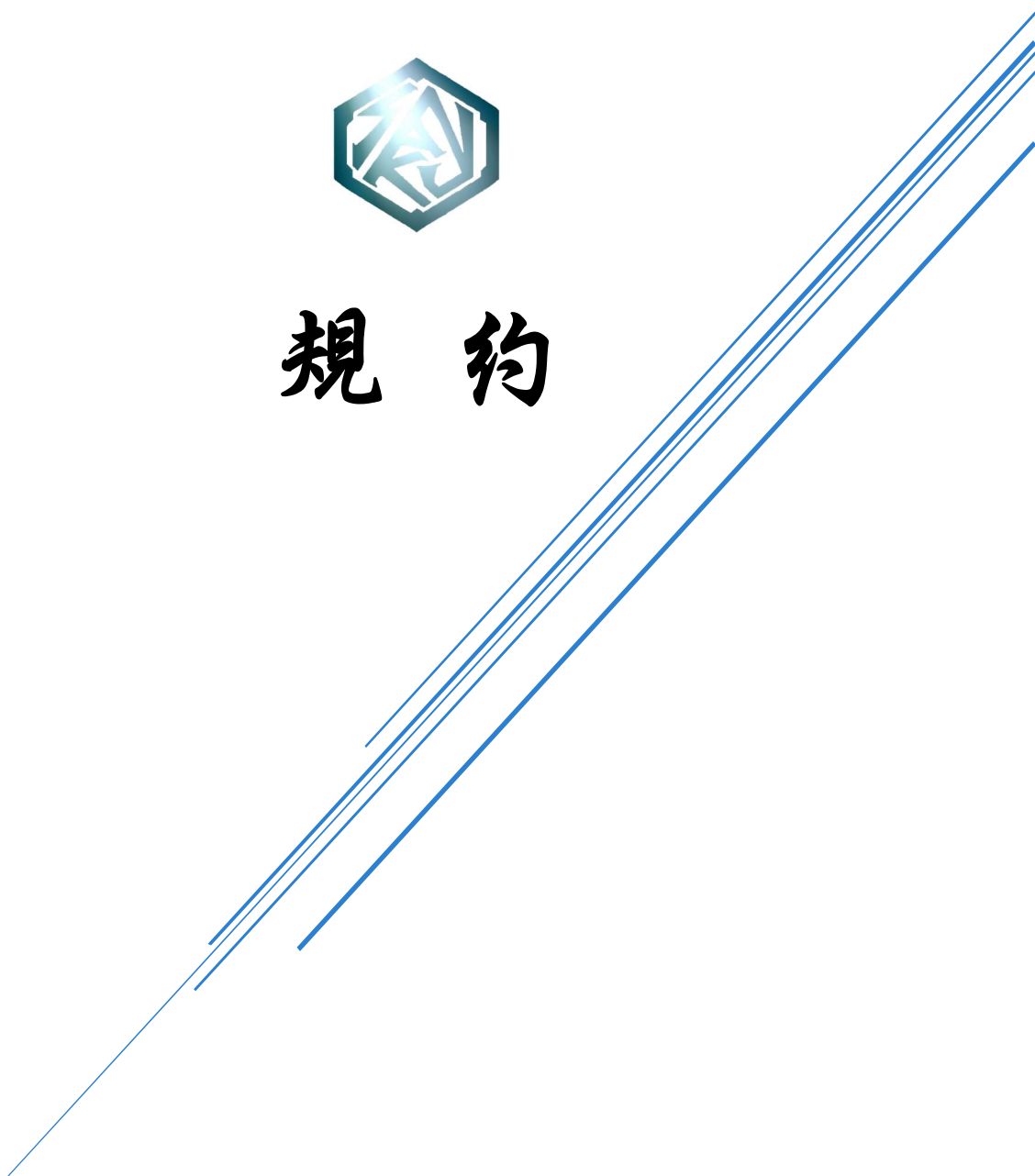


山 空 道



規 約



第一章 総則

- 1-1 本会は山空道とし、事務所を山空事務所におく。
- 1-2 山空道は会費をもって組織し、会員の協力により運営を行う。

第二章 目的

- 2-1 古武空手道の伝統技術及び格闘技術を練磨するとともに、稽古を通じて会員の品位と体位の向上あわせて相互の親睦を図る。

第三章 会員

- 3-1 山空道会員となるには、入会申込書と入会金の納付により代表の承認を得えなければならない。
- 3-2 未成年の場合は保護者の許可を得て、保護者の基で登録手続遂行となる。
- 3-3 指定暴力団構成員及び国家公務員は、会員となれない。また、会員保護者の時は道場への立入りを禁ずる。
- 3-4 会員は道場訓を基に秩序をもって行動し、会員相互の向上に務めること。
- 3-5 脱会希望者は申し出ること。
- 3-6 代表は、山空道に不相応な会員を除名できる。

第四章 役員

4-1 山空道に次の役員をおき、運営を遂行する。

(1) 代表 1名

山空道の責任者で、目的遂行に務める。

(2) 代表代行 1名

代表を補佐し、代表に事故有る時は代行する。

(3) 管理事務 1名

山空道の運営、改善等に務める

4-2 役員は兼任できる。

第五章 会費

5-1 会費として会員より以下を徴収する。

(1-1) 入会費 : ¥10,000

会員登録事務手数料等に充てる

(1-1) 月会費 : ¥5,000

当月以前に納付。月内稽古回数制限なし。

兄弟会員は二人目より¥4,000

(1-2) チケット会費 : ¥5,000

回数券を納付。稽古6回分

(1-3) 年会費：¥6,000

毎年1月に納付。途中入会者は月割りとする。

運営又は道場設備の維持補修等に充てる。

5-2 徴収された月・チケット会費は以下のとおり、山空道運営及び管理に充てる。

(1) 運営費(二割)、道場管理費(五割)、役員費(三割)

(2) 役員費より代表(四割)、代表代行(三割五分)、管理事務(二割五分)を分配する。

第六章 その他

6-1 希望者にはスポーツ安全保険加入手続きを行う。(年度更新)

6-2 大会等行事において、個人参加の場合は個人負担とする。

2024年5月1日施行